

養育費確保支援事業 ご案内



ひとり親の方・離婚を考えている方へ

養育費は子どもが健やかに成長する上で大切なものです。
離婚によりひとり親となる方が養育費を確実に受け取れるよう、養育費の
取決めにかかる費用を補助します。

養育費確保支援補助金メニュー

1. 公正証書等作成費補助金
2. ADR利用補助金
3. 養育費保証料補助金



事前に相談が必要です
お気軽にご相談ください



母子・父子自立支援員が支援します

「養育費を決めるには、どうしたらいいのだろう？」

「相手と養育費について話し合いができない・・・」 など



母子・父子自立支援員が、さまざまな不安や悩みを伺い、支援します。

1. 公正証書等作成費補助金

対象者

申請日時点において、中央区内に在住し、次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 養育費の取決めの対象となる児童（18歳年度末までの子）を現に養育している。
- ② 養育費の取決めに関する公正証書、調停調書等を作成している。
- ③ 養育費の取決めに関する公正証書、調停調書等の作成費用を負担している。
- ④ 養育費の取決めに係る債務名義を有している。
- ⑤ 過去に本事業による公正証書等作成費補助金または他の自治体による類似の補助金を受けていない。

対象経費および補助額

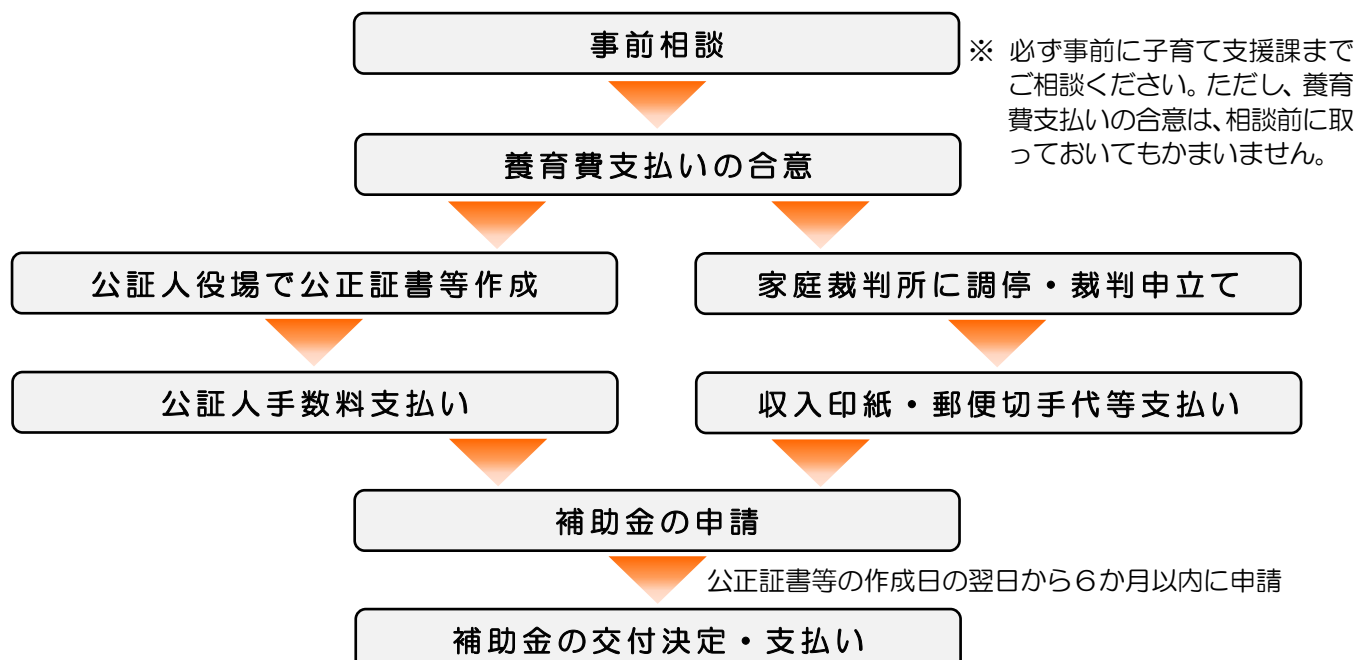
次の①から③までの費用のいずれか1つを補助します。（上限 43,000 円）

- ① 公証人手数料令で定める公証人手数料
- ② 家庭裁判所の調停申立てに必要な収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用の郵便切手代
- ③ 家庭裁判所の裁判に必要な収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用の郵便切手代

必要書類

- ① 中央区養育費確保支援補助金交付申請書（指定様式）
 - ② 申請者およびその世帯員全員の住民票の写し（公簿等で確認できる場合は、省略可）
 - ③ 申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本（交付日が3か月以内のもの）
 - ④ 対象経費を支払ったことが確認できる領収書などの書類またはその写し
 - ⑤ 公正証書等を作成した日が確認できる書類の写し
 - ⑥ 公正証書等の写し
- ※ その他追加で書類を提出していただく場合があります。

申請の流れ



2. ADR 利用料補助金

対象者

申請日時点において、中央区内に在住し、次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 養育費の取決めの対象となる児童（18歳年度末までの子）を現に養育している。
- ② 弁護士会や認証ADR事業者が実施するADRに係る費用を負担している。
- ③ （ADRにより和解合意した場合）和解合意後に養育費の取決めに係る債務名義を有している。
- ④ 過去に本事業によるADR利用料補助金または他の自治体による類似の補助金を受けていない。

対象経費および補助額

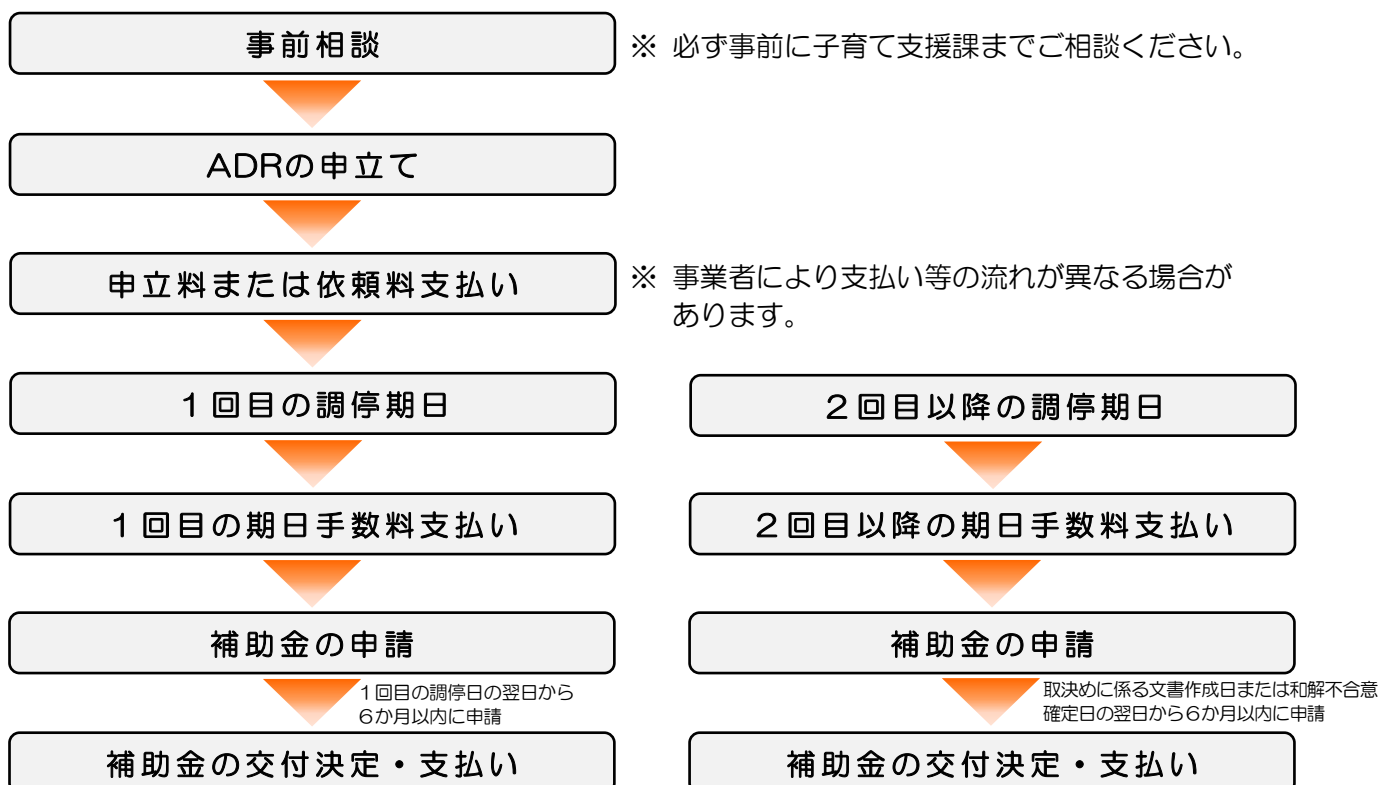
次の①および②の費用を補助します。（上限 ①20,000円／②30,000円）

- ① ADRの申立料または依頼料に相当する費用、1回目の調停期日に係る費用
- ② ADRの2回目以降の調停期日に係る費用

必要書類

- ① 中央区養育費確保支援補助金交付申請書（指定様式）
 - ② 申請者およびその世帯員全員の住民票の写し（公簿等で確認できる場合は、省略可）
 - ③ 申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本（交付日が3か月以内のもの）
 - ④ 対象経費を支払ったことが確認できる領収書等の書類またはその写し
 - ⑤ 1回目の調停日、養育費の取決めに係る文書の作成日またはADRによる和解合意の不成立確定日が確認できる書類の写し
- ※ その他追加で書類を提出していただく場合があります。

申請の流れ



3. 養育費保証料補助金

対象者

申請日時点において、中央区内に在住し、次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 養育費の取決めの対象となる児童（18歳年度末までの子）を現に養育している。
- ② 養育費の取決めに係る債務名義を有している。
- ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している。
- ④ 養育費保証契約の締結に係る費用を負担している。
- ⑤ 過去に本事業による保証料補助金または他の自治体による類似の補助金を受けていない。

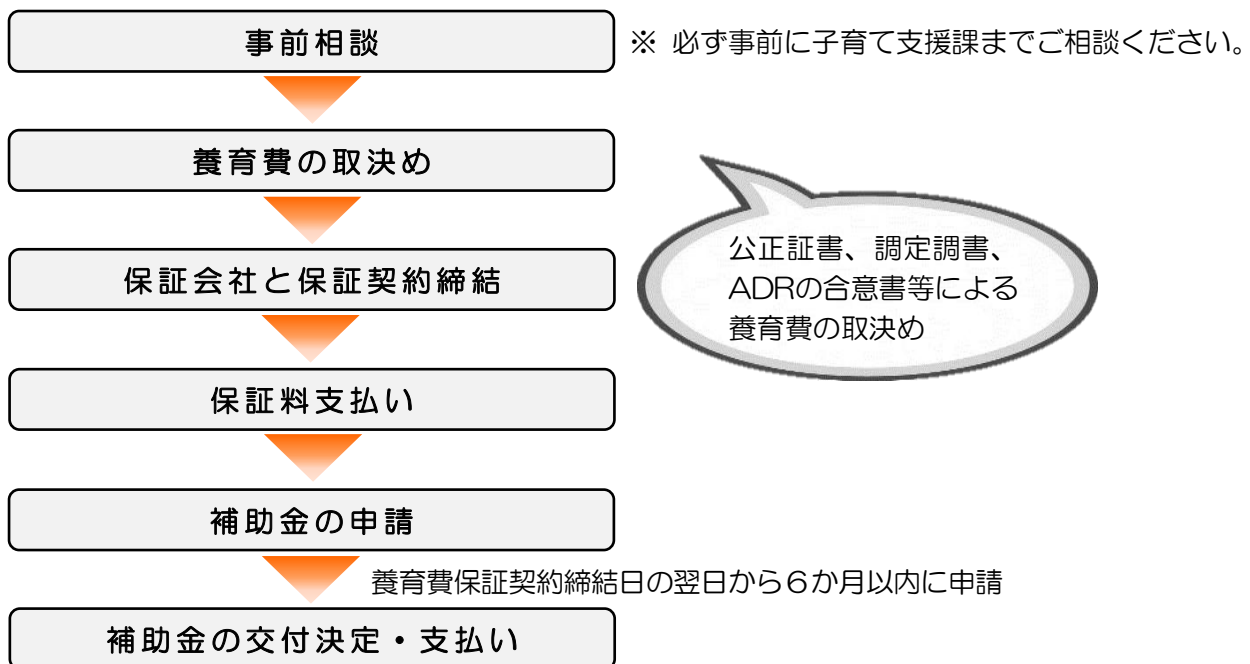
対象経費および補助額

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回の保証料（上限 50,000 円）

必要書類

- ① 中央区養育費確保支援補助金交付申請書（指定様式）
 - ② 申請者およびその世帯員全員の住民票の写し（公簿等で確認できる場合は、省略可）
 - ③ 申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本（交付日が3か月以内のもの）
 - ④ 対象経費を支払ったことが確認できる領収書等の書類またはその写し
 - ⑤ 養育費保証契約の締結日が確認できる書類の写し
 - ⑥ 保証会社と締結した契約書等の写し
- ※ その他追加で書類を提出していただく場合があります。

申請の流れ



【問合せ・申請先】

中央区福祉保健部子育て支援課子育て支援係（区役所本庁舎6階）

電話 03-6278-8403